

役員等報酬基準

1 報酬に対する基本的な考え方

基本的には会長に対して、報酬を支給する。但し、その役員及び評議員に対しては支給しない

会長	月額30,000円
その他の役員、評議員	無報酬

2 会長の報酬の考え方

会長には社会福祉事業、公益事業を経営する幅広い見識や本会の運営する介護保険事業所に対する総括的な管理業務など、これからの職責の対価として相応しい報酬額とすべきと考える。

3 費用弁償について

次に掲げる会議に出席する場合に支給する。

(1) 理事会、監事会、評議員会	日額3,000円
(2) 本会が設置する委員会の会議	日額2,000円
(3) その他会務のための会長要請を受けて出席する会議	日額2,000円